

別記様式(第7条関係)

第3回富士川町水道料金等審議会 会議録

- 1 会議の名称 富士川町水道料金等審議会
- 2 会議日時 平成28年 8月24日(水)午後 7時30分から
午後 9時20分まで
- 3 開催場所 富士川町役場本庁1階会議室
- 4 出席者数 委員 9名 (欠席者4名)
- 5 傍聴人数 0名 (傍聴人定員 20名)
- 6 議題 上下水道料金改定案について
- 7 審議会内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
審議会条例第6条の規定により、会長が議長となり議事進行を行う
 - (3) その他
- 8 発言の内容
 - (1) 上下水道料金改定案について
事務局(説明)
「上下水道料金改定案について」説明。

委員(質問)
事業計画の中で富士橋添架配水管更新工事とあるのだがその内容について詳しく教えてもらいたいです。
事務局(回答)
山梨県で富士橋の架け替えを計画していますが、架け替えた際に配水管を添架

しなおすための予算として計上しております。

委員（質問）

その費用は町で出さなければならないものなのでしょうか。

事務局（回答）

現在山梨県から情報はきていないので詳しいことは未定です。基本的には占用して添架している状況なので、今後の話の中でどうなっていくか話しをまとめていくことになると思います。

委員（質問）

事業計画の平成31年度中で平林簡水遠方監視装置がこの金額ですか。

事務局（回答）

概算ですが、平林簡水遠方監視装置だけだと4,500万円ほどの金額となりますが、平成31年及び平成32年度で平林、穂積、中部等のメーター交換をおこなっていかなくてはならないため加算して計上してあります。

委員（質問）

平成27年度の使用料が極端に減っているがこの理由はなんですか。

事務局（回答）

平成27年度から鰍沢北区が上水道へ経営統合しているため、その分が減っています。

委員（質問）

事業計画で鹿島地内の布設替の計画があるが、6年間もかけて布設替をおこなっていかなくてはいけないものですか。

事務局（回答）

鹿島地内の配管は全長で2kmくらいなのですが、一度に施工していくと予算もかかるため1年間で300mを目安として計画を立てました。

委員（質問）

緊急性が高いわけではないということですか。

事務局（回答）

緊急性が低いというわけではなくどちらかというと高い地区であります。

予算的な問題もあるため6年間で計画を立てました。

委員（質問）

平林以外では遠方監視装置がありますか。

事務局（回答）

平林以外の地区は整備済です。

委員（質問）

これも3年後の計画ということになると重要性はないということですか。

事務局（回答）

重要性がないわけではないです。現在は電話での連絡がきてからの対応になるので、常時見ることのできる装置をつけることによって事前に対応することができるようになります。

委員（質問）

説明資料の2Pと8Pの事業計画の見積りというのはどのような積算をしていますか。

事務局（回答）

水道管1メートル当たりの単価や施工距離、過去の工事实績等をみて積算しています。

委員（質問）

この金額が入札した際に落札額として見込んだ金額となっていますか。

事務局（回答）

この金額は落札前の金額です。

機器類については概算の見積もりをコンサルタント等からもらった資料で積算しています。配管工事については物価本等を参考としています。機械や配管工事での違いはありますが、例年の傾向だと機器類は約10%この金額から落ちることがあります。

委員（質問）

改定案の2番目に改定3年後平成32年にまた10%の改定おこなうとあるが今回の審議会で決めて答申をおこなっていいもののでしょうか。また、そのことを文の中に入れるのであれば三年後に見直しをおこなうという文にしたほうがいいのではないかと思われませんか。

委員長

本審議会では全体を見据えた中でも直近の改定について審議するものとし、3

年後の改定についてはそのときに審議会をおこなってもらい是非を問うというほうがいいと思うのですが委員の皆さんはどう思います。

委員（質問）

3年後の改定案を事務局で出してきたということはこの審議会でも3年後の改定についても答申に入れれば、次の3年後には審議会を開かなくてもいいという考えでしょうか。

事務局（回答）

町の財務状況下でまずは20%の値上げをお願いしたいというのが根本としてあります。いきなり20%あげてしまえば使用者に負担がかかるので2段階に分けたところです。そのため今回は20%のところまでを含めた資料となっています。

料金改定にはいくつか手順を踏まなくてはいけないので3年後にはまた審議会を開くことを予定しています。あくまでも町の案としましては20%上げるまでの予定を示したところであります。

委員長

いまここで3年後の改定まで審議することはどうかと思います。

委員（質問）

先ず10%あげるのに一律10%を上げているが何か理由があるのでしょうか。

事務局（回答）

案としては平均的に10%上げています。

委員（質問）

一律10%にしてしまうと利用者一律に負担がかかるため多く使った人は負担額を増やす、又は基本料金だけは5%上げるとかいろいろやり方はあると思います。町の方針として10%に決めた理由は何ですか。

事務局（回答）

今回の案を作成するに当たりいろいろな市町村も参考とした中で、料金を上げる説明をするにあたって複雑にならないように一律10%というようにしました。

委員（質問）

説明資料の15P表と先ほどの他市町村との比較表とリンクをしていますか。

事務局（回答）

説明資料の15Pの表は税抜きで計算してあるため税込みで計算をすることでリンクしてきます。富士川町は端数を調整しているため、1円の単位が5円か0円となります。

委員（質問）

20%あげたとしても計画上だと5年後には赤字となる計算となっていますがどうでしょうか。

事務局（回答）

財政シミュレーションの中では完全には赤字が回復されていないので事業を後ろへ遅らせることや、計画の見直し、また既存の施設整備や統合など、ある程度年数がたってこないと具体案を作成できません。

委員（質問）

答申を出す中で料金を上げるのは仕方がないとしても経営努力というものをいれていかないと足りないから上げますだけでは納得できないのではないのでしょうか。

事務局（回答）

経営努力は現在でも行っておりますが、無収水量という、いわゆる漏水のことですが、これの発見や修繕を毎年おこなっています。地下に埋設されているものであるため発見が難しいということがあります。無収水量が解消されていけば経営努力のほうに反映していくと考えております。

委員（質問）

一律10%になっていますが、多く使えば使うほど10%でなくなるのではないのでしょうか。

委員長（質問）

生活のために使っている人と事業として使っている人の料金という違いがあるので考えたほうがいいのではないですか。

事務局（回答）

正式にあげるとすると1円単位で考えていかなくてもはなりません。現在の料金設定では5円未満は切り捨てをしています。料金徴収する中で小銭の必要性を減らすということで端数調整を行ってきました。

また、富士川町では主に一般家庭で使用をされている中で、家庭内でパン屋、饅頭等を作って経営をしている家庭を一般ととるか事業所としてみるか、町内でみればフォレストモールやニスカ等事業所であれば分けるのは簡単ですが判断が

難しいところもあります。他の市町村でそういった工業地帯があるところではそういった対応をとっている市町村もあります。

委員（質問）

端数切捨てがあることにより一律10%になっていないので公平性の観点から説明が難しいのではないのでしょうか。

事務局（回答）

正確に言えば端数切捨てがあるため約9.07%の値上げとなっています。本町簡水が統合した場合には本町簡水地域の人には使用料がかなり上がるようになってしまいます。

委員（質問）

5円単位というのは変えられないものですか。

事務局（回答）

端数処理はとても大変ですが端数まで取っている市町村もあります。

大口の利用者から見れば利用すればするほど高くなるという部分もあるため一律10%で算出しました。

委員（質問）

一律10%でもいいのだが実際は10%になっていないのでは。

しっかり端数まで計算するべきではないのでしょうか。

事務局（回答）

端数まで取ってしまうと集金をするとき手間がかかるので5円単位で考えています。

委員（質問）

最後まで計算したときに端数の切り捨てをおこなうことは可能なのでしょうか。それができるのであればきっちり10%上がった使用料改定になります。多く使った人が割安となるのであれば話が少し違ってくるような気がします。

委員長

料金の値上げについてはもう少し事務局の中で検討をしてください。

委員（質問）

中山間地域の簡易水道は昔から地域で管理をしていました。その経緯があるためどこも料金がばらばらになっていますが、一度にこの料金まで値上げするのは

納得させるのに難しいと思いますが段階的にできないものでしょうか。

いずれ統一させなくてはいけないと思いますが各簡水ごとに値上げをすることはできないものでしょうか。

事務局（回答）

簡易水道は各地区で管理していた水道を組み込んで整備してきました。

簡易水道は資料で見るように料金体系がばらばらであること、もう一点は給水原価と供給単価を見てみるとわかるように供給すればするほど赤字となっています。

回収率を100%に近づけていくのもほぼ不可能な状況にあります。

今回は町の案としてこの算出した数字で作成しました。

委員（質問）

上水道は独立した会計でやっているの値上は理解できます。簡易水道は町の特別会計でおこなっており一般会計からの繰入金もあることから一般会計を圧迫するようなことはあってはならないと思いますが金額が低いところと高いところを同じ率であげるのは使用者を説得するのが難しいのではないのでしょうか。

委員長

改定案でみると一気に2倍近くまで金額が上がるような地区もあるため、確かに難しいと思われま。

しかし、経営の実態として一般会計からの補助をうけて経営をおこなっているということ認識してもらいながらなんとか協力をお願いしていくということではあると思います。一度に上水と歩調を合わせるのはどうかという思いはあります。

委員（質問）

穂積簡水でみると50%以上の値上げとなっています。

また、硬度が高いためボイラー等が壊れやすくなっているところで値上げをするのは納得行かない人が多いと思います。以前はそのようなことがなかったので以前のような配水へ戻してもらえれば納得できる人もいると思われま。

事務局（回答）

仙洞田の硬度が高いという話は以前より伺っております。

上水道も硬度が低いというわけではありません。

どうすればそういったことを解消できるかというのは言えませんが、何を行うにしても予算がなければやりたくてもできないような状況であります。簡易水道につきましてはかなりの負担が増えることはまちがいありません。

上手の水源を回すこともできますが国の認可を受けてやっていますので、この水をまわすことになると設備や施設の整備を行っていかなくてはならないため、それにも多額の費用がかかります。

委員（質問）

上水道と簡易水道は別として考えたほうがいいのではないのでしょうか。

事務局（回答）

町としては町の中で使用できる水はどこも一緒であるということで料金を一律にしたいと考えております。

委員（質問）

前回上水道で料金改定をしたのは、平成2年度でしょうか。

事務局

平成2年度に改定しました。

委員（質問）

今回料金を上げて、3年後も料金上げるとして、その後の計画というのは、どのように考えていますか。

事務局（回答）

そのときの情勢もあることから3年に1回は審議会を開いて確認をおこなっていくことは考えております。

委員（質問）

簡易水道も同じように審議会をおこなっていくのであれば簡易水道は1回遅らせて順に追いついていく形でどうでしょうか。一度に上水と同じにするのは大変だと思われれます。もし合わせるのであれば簡易水道の中で中部の金額で合わせるとか各簡易水道で順にあげていくとか等いくつかシミュレーションをつくってみたらどうでしょうか。

委員

簡易水道の給水原価をみれば上げていかなくてはならないのはわかります。町としても料金を統一していかなくてはいけないこともわかります。また、各地区で料金率が違い、不満が出てくるだろうというのもわかります。

簡易水道を利用している区の区長さんには申し訳ないが一度区で役員会等開いていただきこのことを1回報告してもらい今の話は次回に検討するというところで

でしょうか。

事務局（回答）

わかりました。

委員長

役員会等ひらけば地域の意見が出てくると思うのでそこがきちんと説明できる資料を提供することが求められてくると思う。各地域の意見をもらいながら、また簡易水道の実情というのも理解していただいでいくことも良いと思います。

この審議会は、町内の水道料金を統一することが目的であり、次回の値上げの部分は次回におくるとして、簡易水道では上水道の10%改定料金に合わせる統一料金の改定は無理だとしても、今回はこれだけにして3年後に改定したときはさらに値上げ率が高くなる改定等が出てくると思われます。

審議会では今後の料金改定までのスケジュールを決めていくということでしょうか。

事務局（回答）

各簡易水道の区のなかで話し合いをしていただき意見をいただきたいと思うので資料等必要な場合は連絡をいただきたいと思ひます。

平林と中部の区長さんにはこちらからまた話をしておきます。

委員長

簡易水道の料金改定につきましては各地区で一度話し合いを持ってもらおうとし、次回の審議会で議論するということにします。

委員

下水道料金改定については、水道料金と同じで端数を調整しているのであれば上水と同じで最終的な金額から調整するとかでまた案を考えてほしいと思ひます。

委員長

各地域で、でた意見が可能であれば次回示してもらえればと思ひます。

下水道料金は国の示す使用料単価150円という目標があるため、そこまであげられるようにその前段として水道料金と合わせて料金改定をおこなっていかなければならないと思ひます。

(2) その他

次回の日程は9月26日の週で予定します。

以上